

# 平成27年度 第6回印西市子ども・子育て会議 会議次第

日時：平成28年3月22日（火）

13：30から

場所：印西市役所本庁舎別館1階  
農業委員会会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協 議 等

(1) 子ども・子育て支援事業計画に係る平成28年度における  
新規事業について

【資料1】

(2) そ の 他

4. そ の 他

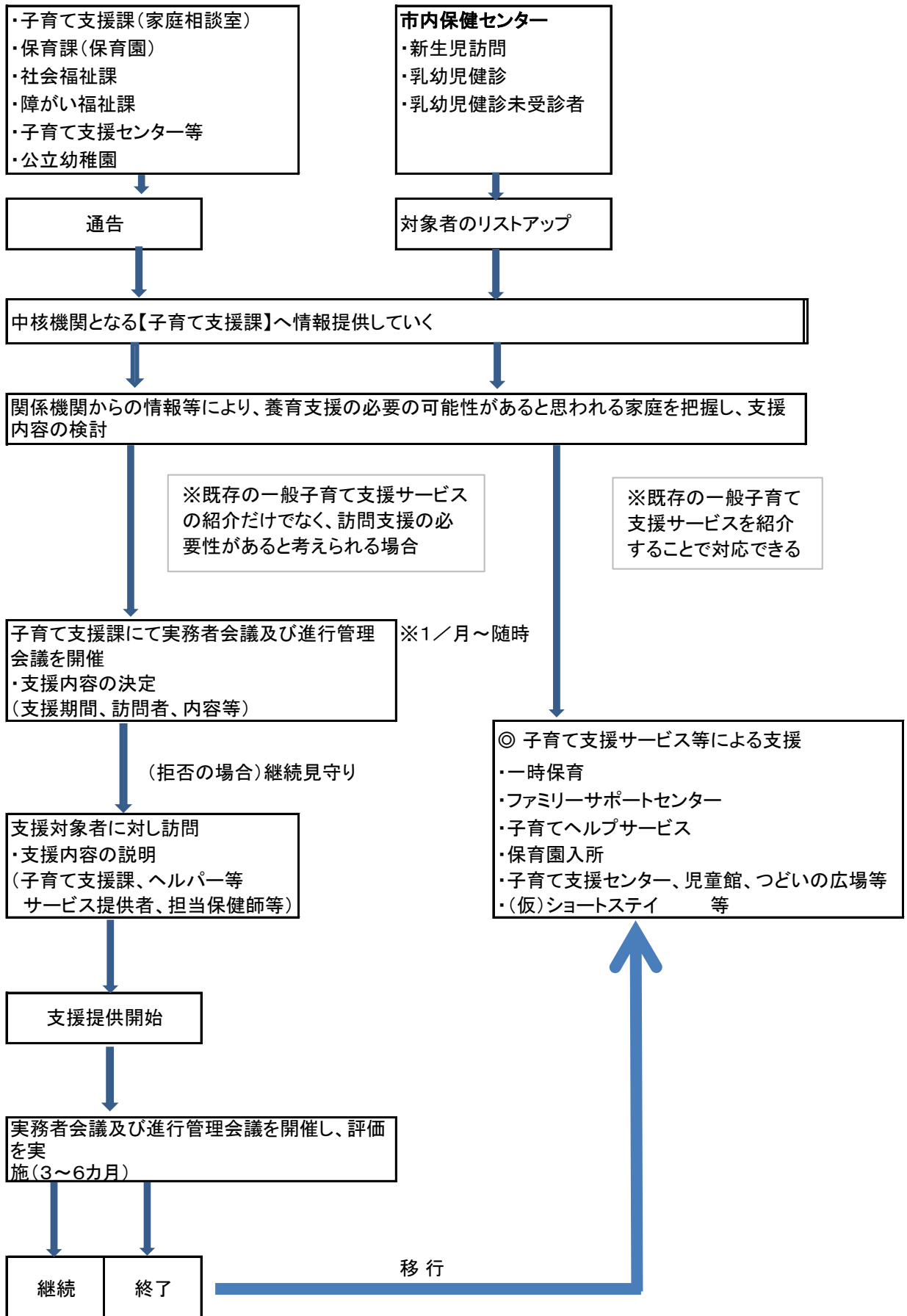
5. 閉 会

## 子ども・子育て支援事業計画に係る平成 28 年度における 新規事業について

印西市の平成 28 年度当初予算において、「印西市子ども・子育て支援事業計画」に関連する新規事業は次のとおりです。

	事業名	計画記載ページ	資料ページ
1	利用者支援事業	P 1 6	別紙
2	養育支援訪問事業	P 2 1	P 1
3	子育て短期支援事業	P 2 2	P 2 ・ 3
4	実費徴収に係る補足給付を行う事業	P 2 9	P 4

### 《印西市養育支援訪問事業運用イメージ》



## 【資料1】

## 子育て短期支援事業 近隣市比較 (利用者負担額)

## 印西市

区分	利用者負担額	
	2歳未満	2歳以上
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

## 白井市

区分	利用者負担額 (児童1人につき1日当たり)	
	2歳未満	2歳以上
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

## 八千代市

区分	利用者負担額	
	2歳未満	2歳以上
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

## 習志野市

区分	利用者負担額 (児童1人につき1日当たり)	
	2歳未満	2歳以上
生活保生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

## 備考

利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めたときの利用者負担額は、市長が別に定める額とする。

- (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少したとき。
- (2) 天災その他の不慮の災害等に被災したとき。
- (3) その他特別な理由があると市長が認めるとき。

## 鎌ヶ谷市

事業の種類	区分 世帯	利用料	
		利用単位	額
短期入所生活援助事業	市町村民税非課税世帯	児童1人1日あたり	1,100円
	上記以外の世帯	2歳未満の児童1人1日あたり	5,500円
		2歳以上の児童1人1日あたり	2,850円

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 1. 事業概要

子ども・子育て支援法において規定された子ども・子育て支援事業の 1 つであり、認可保育園等において、保育の提供を受ける際に発生する実費徴収（日用品・文房具等の購入費用または行事に参加するための費用等）に対して、生活保護法による被保護世帯等の低所得世帯を対象に補助を行うものです。

なお、補助金の負担割合については、国 1/3、県 1/3、市 1/3 となります。

### 2. 市における補助内容

当補助事業は、印西市では、平成 28 年度より新規に行うものであり、認可保育園または小規模保育事業において、実費徴収される教材費・行事費等に対して次のとおり補助します。

#### (1) 補助額

月額 2,500 円を補助

(実費徴収額が 2,500 円以下の場合は実費徴収額の実額)

#### (2) 補助方法

各施設に対して補助金を交付し、各施設は保護者から補助相当額を差し引いた額を実費徴収する。

---

#### (子ども・子育て支援法（抜粋）)

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業